

議員提出議案第9号

学校事務職員・学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度の堅持と次期教職員定数改善計画の早期策定、並びに教育予算の充実に関する意見書  
このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣に意見書を提出する。

平成12年9月29日

提出者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	倉本良人
賛成者	三朝町議会議員	御船征夫
賛成者	三朝町議会議員	平井晃

平成12年9月29日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

学校事務職員・学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度の堅持と次期教職員定数改善計画の早期策定、並びに教育予算の充実に関する意見書  
義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなすものである。

しかるに、政府は、昭和60年より義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、義務教育諸学校の教材費、旅費を国庫負担制度の対象から除外したほか、平成3年以降、共済費追加費用の国庫負担率の引き下げを行い、平成6年からは一般財源化することとした。特に平成9年度、財政構造改革会議は、文教予算についても聖域なく見直すとして、学校の基幹職員となる学校事務職員・学校栄養職員の給与を国庫負担の対象から除外することを強く検討し、第6次（高校第5次）定数改善計画も2年延長した。その後、財政構造改革法は凍結されたものの、文教予算についても、歳出上限枠が設けられ、平成12年度予算においても厳しい抑制措置がとられている。

このような国の財政事情による地方への負担転嫁は、地方財政に多大な影響を与えるばかりでなく、義務教育の円滑な推進に支障をきたすものである。

よって、政府に対し、義務教育費国庫負担制度の堅持と次期教職員定数改善計画の早期策定、並びに教育予算の充実に強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成12年9月29日

鳥取県三朝町議会